

掛川市告示第22号

掛川市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年掛川市告示第119号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月15日

掛川市長 松井三郎

第4条中「社会福祉法人ひつじ」を「社会福祉法人Mネット東遠」に改める。

別表中

「

生活支援センターいつでも	掛川市中央3丁目143番地
--------------	---------------

」

を

「

地域活動支援センターMネットかけがわ	掛川市久保2丁目18番19号
--------------------	----------------

」

に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。